

「地方公務員の労働基本権の在り方について」の検討に対する意見

平成 23 年 4 月 26 日

全国都道府県議会議長会

「地方公務員の労働基本権の在り方について」の検討に対する意見

「地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場」が開催されるに当たり、別添の意見を提出する。

平成 23 年 4 月 26 日

全国都道府県議会議長会
会 長 金 子 万 寿 夫

「地方公務員の労働基本権の在り方について」の検討に対する意見

地方公務員に係る労働基本権の問題は、地方自治体、行政当局及び職員、職員団体はもとより、地方議会、ひいては住民にとっても重要なかわりを持つ事項である。

このため、関係各位が、それぞれの立場で、改革の検討状況を十分に把握し、真に重要なことは何かを見定めて対応しなければならないものである。

今回、地方公務員の労働基本権の在り方についての検討が開始されるに当たり、都道府県議会の視点から、以下の点について申し述べる。

今後、加速度的に進展することが見込まれる「地方分権」の議論においては、「住民を代表する機関」である「議会」こそが、「住民自治」に立脚した「地方分権」の議論を成し得るものである。

長期にわたる地域経済の低迷や極めて厳しい財政状況を背景として、多くの地方自治体においては、住民生活に直接影響するような施策についても、重点化を図るなどの見直しを余儀なくされている。

このような状況の下、地方行財政運営に対する地域住民の目は、一段と厳しくなっており、とりわけ、地方公務員の給与や勤務条件への関心や問題意識は高まっている。

このため、地方公務員の給与や勤務条件については、住民の意思が的確に反映される手続きによって決定されることが必要であり、議会の審議は不可欠である。

従って、詳細な制度設計は今後検討されるとのことであるが、地方公務員に協約締結権を付与する場合においては、その給与及び勤務条件に関して、十分な議会の関与を確保すべきである。

なお、首長から提出された条例案等については、二元代表制の一翼を担う民意の代表機関として課せられた使命の重さを改めて認識し、民主・公平・能率の確保という観点から、今後とも適正な審議に努める所存である。

平成 23 年 4 月 26 日

全国都道府県議会議長会